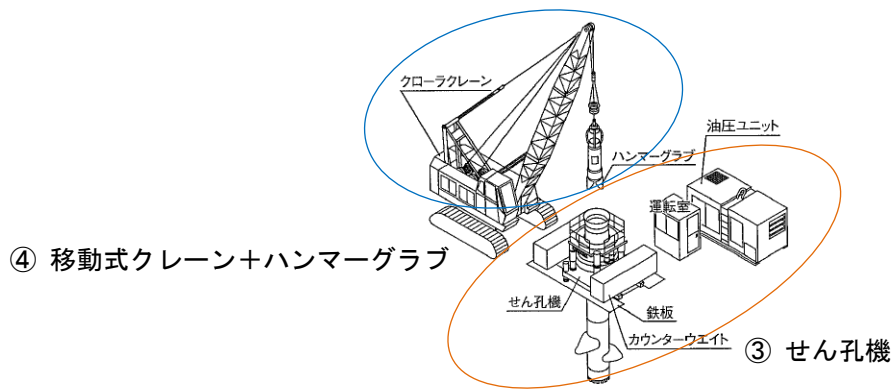


分離型せん孔機に関するQ&A

Q	A
特自検の実施方法	
1 分離型せん孔機の総合テストはどのように行えばよいのでしょうか。	③せん孔機または④移動式クレーン+ハンマーグラブは、それぞれ単独で総合テストまで実施できます。
2 ③せん孔機と④移動式クレーン+ハンマーグラブが特自検を実施した時の組合せと異なった場合、③④とも特自検を実施済みであれば組み合わせて使用することは出来ますか。	③せん孔機と④移動式クレーン+ハンマーグラブのそれぞれが特自検実施済みであれば、特自検実施済みの機械として使用できます。
3 分離型せん孔機のパワーユニットとせん孔機本体の組合せが変わった場合、特自検を実施する必要がありますか。	パワーユニットおよびせん孔機本体がそれぞれ特自検実施済みであれば、組み合わせを変えた際に改めて特自検を実施する必要はありません。
4 複数のハンマーグラブを併用する場合、それぞれのハンマーグラブについて特自検は必要ですか。	特自検実施済みのハンマーグラブを取付ける必要があります。
5 製造番号のないハンマーグラブの管理はどうしたらよいですか。	ハンマーグラブの製造番号等が判らない場合は、管理番号を打刻する等、当該ハンマーグラブが特定できるようにしてください。



記録表、検査済標章の管理方法

1 特自検検査記録表は何を使用したらよいですか。	<p>機械構成、総合テスト及び使用する記録表の関係を下表に示しますので、これに従って管理運用してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械構成</th> <th>総合テスト</th> <th>記録表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せん孔機</td> <td>せん孔機</td> <td>(SR-OB-03/04) 分離型せん孔機</td> </tr> <tr> <td>ハンマーグラブ</td> <td rowspan="2">ハンマーグラブ + 移動式クレーン</td> <td>(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体</td> </tr> <tr> <td>移動式クレーン (クローラ式)</td> <td>(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ</td> </tr> </tbody> </table>	機械構成	総合テスト	記録表	せん孔機	せん孔機	(SR-OB-03/04) 分離型せん孔機	ハンマーグラブ	ハンマーグラブ + 移動式クレーン	(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体	移動式クレーン (クローラ式)	(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ
機械構成	総合テスト	記録表										
せん孔機	せん孔機	(SR-OB-03/04) 分離型せん孔機										
ハンマーグラブ	ハンマーグラブ + 移動式クレーン	(SR-KB-01/02) 油圧式共通機体										
移動式クレーン (クローラ式)		(SR-KJ-01) ジブ・リーダー、ワイヤロープ										
2 せん孔機に検査済標章を貼付しても良いですか。	検査済標章は、対象機械に対して1枚貼付する事が原則ですが、分離型せん孔機 (③せん孔機及び④移動式クレーン+ハンマーグラブ) の場合、必要に応じて、せん孔機と移動式クレーンのそれぞれに1枚づつ貼付しても差し支えありません。											
3 ハンマーグラブにアタッチメント検査済シールを貼ってもよいですか。	特自検を実施したハンマーグラブに、アタッチメント検査済シールを貼付しても構いません。											

運転資格、登録等

1 分離型せん孔機の作業装置部分 (くい圧入機、せん孔機) の運転資格には、なにが必要ですか。	「車両系建設機械 (基礎工事用) の作業装置の操作の業務に係る特別教育」 (安衛則第36条第9号の3) または、「基礎工事用建設機械の運転の業務に係る特別教育」 (安衛則第36条第9号の2) を修了することが必要です。
2 既に車両系基礎工事用機械について登録を受けている検査業者が、分離型せん孔機の特自検を行うおとす際に、労働局へ届出が必要ですか。	<p>検査料金を設定し、検査料金を業務規程に明記する必要があります。また、業務規程の変更届を都道府県労働局長等へ提出する必要があります。</p> <p>また、検査で使用する記録表を業務規程で指定している場合には、機械の記録表を業務規程に定め、業務規程の変更届を都道府県労働局長等へ提出する必要があります。</p>
3 分離型せん孔機の特自検の検査者の資格について教えてほしい。	車両系建設機械 (基礎工事用) の検査者の資格を有する者は分離型せん孔機の特自検を行うことができます。